

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年5月16日

**【事業年度】** 第71期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

**【会社名】** 京極運輸商事株式会社

**【英訳名】** Kyogoku unyu shoji Co., Ltd

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山 谷 純

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号

**【電話番号】** 東京03(5825)7131

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 湊 英 夫

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号

**【電話番号】** 東京03(5825)7131

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 湊 英 夫

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月29日に提出いたしました第71期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)の有価証券報告書記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、連結財務諸表の記載内容にかかる訂正箇所についてはXBR Lの修正も行いましたので、併せて修正後のXBR L形式のデータ一式(表示情報ファイルを含む)を提出いたします。

訂正後の連結財務諸表につきましては、有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、監査報告書を添付しております。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

###### (1) 連結経営指標等

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

###### (1) 連結財務諸表

連結損益及び包括利益計算書

注記事項

(連結損益及び包括利益計算書関係)

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

(訂正前)

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (千円)	10,654,145	10,505,906	9,579,244	8,183,145	8,557,116
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	33,963	50,603	97,435	119,881	106,074
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	20,875	46,841	107,947	104,552	18,780
包括利益 (千円)					113,326
(後略)					

(注) (省略)

(訂正後)

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
売上高 (千円)	10,654,145	10,505,906	9,579,244	8,183,145	8,557,116
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	33,963	50,603	97,435	119,881	106,074
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	20,875	46,841	107,947	104,552	18,780
包括利益 (千円)					<u>54,091</u>
(後略)					

(注) (省略)

## 第5 【経理の状況】

(訂正前)

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、連結財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、千円未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円未満を切捨てて記載しておりましたが、当事業年度より千円未満を四捨五入で記載することに変更いたしました。なお、前事業年度については、従来どおり千円未満を切捨てて記載しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

### 3 その他

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加、その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

(訂正後)

## 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、連結財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、千円未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円未満を切捨てて記載しておりましたが、当事業年度より千円未満を四捨五入で記載することに変更いたしました。なお、前事業年度については、従来どおり千円未満を切捨てて記載しております。

## 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 3 その他

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加、その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結損益及び包括利益計算書】

(訂正前)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	8,183,145	8,557,116
売上原価	7,608,478	7,973,642
売上総利益	574,667	583,474
販売費及び一般管理費		
販売費	21,167	21,717
一般管理費	1 477,635	1 508,624
販売費及び一般管理費合計	498,802	530,341
営業利益	75,865	53,133
営業外収益		
受取利息	955	540
受取配当金	16,247	18,522
営業車両売却益	5,950	2,039
持分法による投資利益	7,033	35,374
補助金収入	34,896	8,815
軽油引取税交付金	7,797	8,281
その他	4,896	6,639
営業外収益合計	77,774	80,210
営業外費用		
支払利息	28,411	25,291
営業車両売却損	3,158	-
その他	2,189	1,978
営業外費用合計	33,758	27,269
経常利益	119,881	106,074
特別利益		
固定資産売却益	2 189	2 72
賞与引当金戻入額	44,144	-
投資有価証券売却益	-	15,220
貸倒引当金戻入額	2,580	24,960
特別利益合計	46,913	40,252
特別損失		
固定資産売却損	3 4	3 350
固定資産除却損	4 8,263	4 6,177
投資有価証券評価損	679	-
退職特別加算金	1,200	-
事務所移転費用	5 12,203	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	58,083
過年度源泉所得税納付額	-	22,739
その他	-	6,018
特別損失合計	22,349	93,367
税金等調整前当期純利益	144,445	52,959
法人税、住民税及び事業税	56,201	45,089
法人税等調整額	17,047	11,112
法人税等合計	39,154	33,977
少数株主損益調整前当期純利益	-	18,982
少数株主利益	739	202
当期純利益	104,552	18,780

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
少数株主利益	-	202
少数株主損益調整前当期純利益	-	18,982
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	82,257
持分法適用会社に対する持分相当額	-	12,087
その他の包括利益合計	-	7 94,344
包括利益	-	6 113,326
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	113,056
少数株主に係る包括利益	-	270

(訂正後)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
売上高	8,183,145	8,557,116
売上原価	7,608,478	7,973,642
売上総利益	574,667	583,474
販売費及び一般管理費		
販売費	21,167	21,717
一般管理費	1,477,635	1,508,624
販売費及び一般管理費合計	498,802	530,341
営業利益	75,865	53,133
営業外収益		
受取利息	955	540
受取配当金	16,247	18,522
営業車両売却益	5,950	2,039
持分法による投資利益	7,033	35,374
補助金収入	34,896	8,815
軽油引取税交付金	7,797	8,281
その他	4,896	6,639
営業外収益合計	77,774	80,210
営業外費用		
支払利息	28,411	25,291
営業車両売却損	3,158	-
その他	2,189	1,978
営業外費用合計	33,758	27,269
経常利益	119,881	106,074
特別利益		
固定資産売却益	2,189	2,722
賞与引当金戻入額	44,144	-
投資有価証券売却益	-	15,220
貸倒引当金戻入額	2,580	24,960
特別利益合計	46,913	40,252
特別損失		
固定資産売却損	3,400	3,350
固定資産除却損	4,826,300	4,617,000
投資有価証券評価損	679	-
退職特別加算金	1,200	-
事務所移転費用	5,12,203	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	58,083
過年度源泉所得税納付額	-	22,739
その他	-	6,018
特別損失合計	22,349	93,367
税金等調整前当期純利益	144,445	52,959
法人税、住民税及び事業税	56,201	45,089
法人税等調整額	17,047	11,112
法人税等合計	39,154	33,977
少数株主損益調整前当期純利益	-	18,982
少数株主利益	739	202
当期純利益	104,552	18,780



(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
少数株主利益	-	202
少数株主損益調整前当期純利益	-	18,982
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	23,022
持分法適用会社に対する持分相当額	-	12,087
その他の包括利益合計	-	7 35,109
包括利益	-	6 54,091
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	53,767
少数株主に係る包括利益	-	324

## 【注記事項】

(連結損益及び包括利益計算書関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	6 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益 親会社株主に係る包括利益      175,722千円 少数株主に係る包括利益          685千円 計                                      176,407千円
	7 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益 その他有価証券評価差額金      59,235千円 持分法適用会社に対する持分 相当額                              11,881千円 計                                      71,116千円

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	6 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益 親会社株主に係る包括利益      116,577千円 少数株主に係る包括利益          754千円 計                                      117,331千円
	7 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益 その他有価証券評価差額金      12,040千円 持分法適用会社に対する持分 相当額                              —千円 計                                      12,040千円

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 5月15日

京極運輸商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田吉泰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原健

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている京極運輸商事株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京極運輸商事株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成23年6月10日に監査報告書を提出した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、京極運輸商事株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、京極運輸商事株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 5月15日

京極運輸商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田吉泰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原健

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている京極運輸商事株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京極運輸商事株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成23年6月10日に監査報告書を提出した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、京極運輸商事株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、京極運輸商事株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。